

23. レンタカー補償制度のご案内

<レンタカー補償制度の内容>

補償制度適用の場合は下記となりますので宜しくお願い申し上げます。

車種	補償料 (日額/円)	お客様負担金額<対物・車輛>		補償内容
		部分損	全損・盗難	
ライトバン 軽トラック(リフト付) 軽トラック 軽ダンプ	550	11万	22万	◎対人賠償 無制限 ◎対物賠償 1億円～無制限 ◎搭乗者傷害 500～1,000万円 ◎車両保険 時価額 ※事故発生の場合は1事故に対して左記負担金が必要となります。 ※過失割合に関係なく発生した事故についての負担金は全額負担となります。 ※ユニック車のラジコン(リモコン)の破損・紛失及び他部分盗難については保険適用外となり実費請求となります。 ※負担金は保険適用時に現金にてお願いします。
2～3tトラック 2tトラック(リフト付) 2～3tダンプ 2tユニック	660	11万	33万	
3tユニック	770	11万	33万	
4tダンプ 4tユニック	880	11万	55万	
建柱車 2tパッカー車	1,100	11万	55万	
9.7～12m スカイマスター	1,100	11万	55万	

※ユニック付及びスカイマスター・建柱車の作業機の操作は資格が必要です。

※補償料金：弊社出庫日から弊社入庫日までの全日請求させていただきます。

※他レンタル業者からのWレンタル車につきましては、レンタカー保有業者の補償制度規定に基づきます。

ご 注 意

- ◎負傷者の救護を最優先に行ってください。
- ◎事故発生の場合は警察に届けてください。
- ◎ただちに当社営業所まで事故の大・小にかかわらず事故の内容についてご連絡下さい。
- ◎保険手続の事故報告書用紙への記入が必要です。

下記のような場合、保険は適用されません

- 契約者以外の運転者が運転中の事故。
- 無資格・無免許または酒気帯び運転による事故や故意又は重大な過失による事故。
- 地中埋設物や電話線等の事故。
- 相手方に対し損害の補償を求められる求償事故。
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合。
- レンタル期間を無断で延滞して使用された場合。
- 事故車の修理期間中の休車料はお客様の実費負担になります。
- 事故車の引揚げ代、及びレッカー代はお客様の実費負担になります。
- その他損害保険会社と同等の規定に基づき、お支払いの対象にならない事があります。

24. 総合補償制度のご案内

I. 現場内工作車 (登録ナンバーなし) ※公道走行中の事故は、補償の対象となりません。

	補償金額	補償する主な内容	補償出来ない主な内容
動産損害	時価額	火災・盗難・破損・風災・落雷・爆発。	故意または重大な過失・無資格運転・酒酔などの運転。塗料・生コン・溶接の火花による損害。 詐欺・紛失・置き忘れ・変色・腐蝕・自然の消耗・電氣的、機械的故障(エンジンの焼き付け)・常時地面に接している部分の損害。(タイヤ・キャタピラー・バケット・フォークなど)。 ガラスの単独損害・修理期間中の休車料。 水災。
対人賠償	1名 3,000万円 1事故 1億円 (お客様負担金額16.5万円/1事故)	運転中、誤って第三者(他人)を死傷させたとき。	運転者の父母・配偶者・子供・会社同僚・共同作業・従事者が被害者の場合。 公道上の事故。
対物賠償	500万円 (お客様負担金額16.5万円/1事故)	運転中、誤って第三者(他人)の財物を破損させたとき。	運転者・運転者の父母・配偶者・子供の財物の損害及び、会社・共同従事者の所有・使用・管理する財物の損害。 公道上の事故。

II. 軽建設機械 ※対象機械：発電機・コンプレッサー・ウェルダール・測定器・ハウス等

	補償金額	補償する主な内容	補償出来ない主な内容
動産損害	時価額	火災・盗難・破損・風災・落雷・爆発。	故意または重大な過失・塗料・生コン・溶接の火花による損害。 詐欺・紛失・置き忘れ・変色・腐蝕・自然の消耗・電氣的、機械的故障(エンジンの焼き付け)。 修理期間中の休車料。 水災。

III. アタッチメント ※対象機械：アタッチメント等

	補償金額	補償する主な内容	補償出来ない主な内容
動産損害	時価額	盗難のみを対象とする	破損・詐欺・紛失・置き忘れ・部分盗難。

- 補償料金：弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。
- 動産総合補償制度の対象レンタル機械及び動産損害負担金は別紙お客様負担金額表の通り。

25. 動産総合補償制度の内容

オータ建機株式会社（以下「甲」とする）の動産総合補償制度は次の内容のとおりとする。

動産総合補償制度の概要

借主（以下「乙」といいます）が甲のレンタル建設機械（対象物件）を使用・管理中生じた偶然な事故によって、該当建設機械が損害を受けた場合に補償する制度。

対象物件

乙が甲から甲所有の建設機械を賃借する際、補償料を支払った物件に対してのみ、補償効力が存在するものとする。

補償のあらまし

パンフレット記載のとおりとする。

動産総合補償制度免責規定

甲は乙に対して次の各号に掲げる損害については、補償できない。

1. 被補償者の故意または法令違反によって生じた損害。
2. 台風・洪水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害。
3. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他これらに類似の事変、または暴動によって生じた損害。
4. 地震・津波・噴火によって生じた損害。
5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性爆発、その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故及びこれら以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた損害。
6. 当補償制度は不意の事故を救済するためのものであり、当然事故が予想される無謀運転に備えるものではなく、次の場合には当補償制度は適用されない。
 - イ) 被補償者及びその承諾を得た者以外の運転者が運転中の事故。
 - ロ) 無資格・無免許・酒酔い・麻薬等運転による事故。
 - ハ) 所轄警察署への事故の届け出がなかった場合。
 - ニ) 相手方に対し損害の賠償を求めるべき求償事故の場合。
 - ホ) 甲のレンタル約款に違反して使用された場合。
7. 詐欺・横領・紛失・置き忘れ等重過失による事故。
8. 始業前点検を怠った使用による事故（オイル・冷却水・安全装置のチェック漏れ等）
9. 作業で当然考えられる処理を取らずに引き起こされた損害。（生コン、アスファルト、モルタル、塗料の付着等）
10. 使用による消耗・磨耗・変質等による損害または消耗品に該当するものの損害。（キャタピラー・ベルト・ワイヤー等）
11. 電気的・機械的的事故による損害（エンジン・モーターの焼き付け等）
12. 本来の使用方法以外の使用による損害。
13. 事故報告が遅延（甲及び警察）した場合。
14. 公道走行中の事故。
15. 損害の確認ができない事故（修理完了後の事故報告等）
16. 被害者と加害者が利益を共有する関係の場合。
17. 警察への届出がない、または警察に受理されない、または不適當な管理状況（カギをつけたままでの放置等）での盗難による損害。
18. 破損・故障により発生した人工代や材料費損害（間接損害）。
19. その他、損害保険会社の普通保険約款に基づくものとする。

補償金額

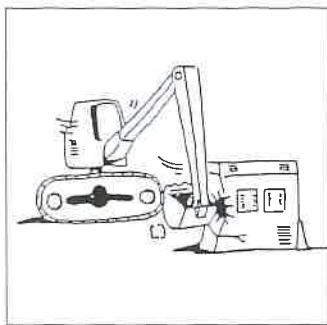
甲が乙に案内している動産総合補償制度の補償金額とする。

その他

1. 事故機械の修理期間中の休業損害はお客様の実費負担となります。
2. 盗難事故については3ヶ月の休業損害をお客様にご負担いただきます。
3. 事故現場からの事故機械の引き上げ代及びレッカー代はお客様のご負担とさせていただきます。
4. 乙の独自による和解等により加重された賠償金は保証できないものとする。
5. 過失割合に関係なく発生した事故についての負担金額は全額を乙が支払うものとする。
6. 乙が独自に損害保険会社と契約している場合、事故発生時は乙の損害保険を優先して適用するものとする。
7. 本規定は2011年8月1日現在作成されたものであり、後に予告なく変更の場合もあります。

※他レンタル業者からのWレンタル機械につきましては保有業者の補償制度規定に基づきます。

26. リース機械の賠償責任保険の内容



ミニユンボをせんかい中に誤って他社の発電機にぶつけてしまった。



ブルドーザーを運転中に別会社の従業員をケガさせてしまった。



ミニバックホーを運転中、操作ミスによって第三者の自動車を破損させてしまった。



保険の対象および範囲

当社がリースした自走式建設機械が建設現場で使用されている間ユーザーの管理ミス・オペレーターの操作ミスにより第三者の身体及び財物に損害を与え、法律上の賠償責任が発生した時、貴社が負担する損害賠償金を保険金として支払う。

- (注) ●自動車(No付)は自動車保険の対象となるため、対象外となります。
●事故発生時のオペレーターの勤務する会社(下請負人含む)以外を第三者とみなします。

保険扱いになる損害

- 被害をうけた方に支払う損害賠償金(治療費や修理費など)。
- 被害者を救済するための応急手当、緊急措置に要した費用など。

保険扱いきれない損害

- 地震・噴火・洪水・津波等の天災。
- じんあいや騒音に起因する損害。
- 地下工事・基礎工事等に伴う土地沈下、振動、軟弱化等による土地や建物の損害。
- ユーザーの下請負人や使用人が作業中に被った身体障害。
- ユーザー所有、使用又は管理する財物(工事中財物・自社レンタル機械含む)の損害。
- 作業現場以外の道路走行中の事故。
- 地中埋設物や電話線等の損害。

※賠償先の事故に対しての休業損害等発生費用は実費負担となります。

29. 総合補償制度の概要

※補償制度対象以外の機械の損害は、お客様の実費負担となります。

	補償区分	動産損害	対人賠償	対物賠償
I	現場内工作車 (登録ナンバー無)	○	○	○
II	軽建設機械・機器 (対象機器のみ)	○		
III	アタッチメント	○ (盗難のみ)		

*万一の事故による、お客様のご負担を考えて、補償制度は、○印により全件自動的に加入させていただきます。

(補償料と事故の負担金額と休車料がお客様のご負担となります。)

*補償料をお支払いいただいていない場合、レンタル機械による損害金は全額お客様負担となります。

*補償料は、別紙の補償料一覧をご参照ください、もしくは当社営業所にお問い合わせ下さい。

*当社の補償制度は、保険会社の保険約款の規定に従い適用します。

*破損事故の場合、破損箇所が複数の場合は、負担金額を事故に乗じて加算されることがあります。

*損害額が負担金額以下の場合、お客様の自費負担になります。

事故が発生したら…

1. 盗難の場合は最寄りの警察へ事故の届け出をして下さい。
2. 当社へご連絡下さい。連絡が遅れると補償の適用ができないことがあります。
3. 損害金額が補償限度額を越えるときは、超過金額はお客様負担とさせていただきます。
4. 当社の事故報告書に事故の状況を記入して下さい。
 - ①事故の状況
 - ②相手方の住所・氏名・電話番号
 - ③目撃者のある場合はその方の住所・氏名

補償制度に関しては、下記の営業所にお問い合わせ下さい。

<オータ建機株式会社> ■茨木営業所 / TEL (072) 643-3531 FAX (072) 643-3536
 ■枚方営業所 / TEL (072) 845-1215 FAX (072) 845-1219
 ■高槻営業所 / TEL (072) 669-6511 FAX (072) 669-6513
 ■園部営業所 / TEL (0771) 63-0468 FAX (0771) 63-0478

※当補償制度は、2020年6月1日に作成したものです。内容については、後日変更する場合があります。

Memo